

＜ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定について（2010年10月実施）＞

ゴルフ保険、くらしの安心保険などにセットされるホールインワン・アルバトロス費用補償特約について次の内容の約款改定を実施しました。

項目	概要
公式競技の定義の変更	従来の約款では公式競技の定義を「ゴルフ場が主催または共催するもの」としておりましたが、「ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するもの」に改定しました。
保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスの明確化	<p>保険金のお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスについて約款において次の①または②のいずれかであることを明確化しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">【保険金のお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスの定義】</p> <p>① 同伴競技者および同伴競技者以外の第三者^{*1}の両方が目撃^{*2}したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合はいずれかの方が目撃したものとします。）</p> <p>② 映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> </div> <p>※1 「同伴競技者以外の第三者」とは例えば次のような方をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">帯同キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入入りされる造園業者・工事業者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー など</p> </div> <p>※2 「目撃」とは、被保険者が打ったボール（ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数より3つ少ない打数で打った最終打）がホールに入ることをその場で確認することをいいます。</p>

また、2010年10月1日以降にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合にご提出をお願いする「ホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書」の取扱いを次のとおり変更しました。

＜ホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書に署名または記名捺印をいただく方＞

○次の方すべてに署名または記名捺印いただきます。

公式競技以外の場合	公式競技の場合
<p>a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者</p> <p>b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者</p> <p>c. そのゴルフ場の支配人または責任者</p> <p>※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。</p>	<p>d. 左記 a. または b. のいずれかの方</p> <p>e. そのゴルフ場の支配人または責任者</p> <p>※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記 d.の方の署名または記名捺印は不要です。</p>